

第2回 文化財保護審議会 会議録

○開催日時

平成 22 年 11 月 22 日（月） 午後 2 時～午後 3 時

○開催場所

練馬区役所 庁議室（本庁舎 5 階）

○出席者

出席委員 4 名

品田会長・柴辻副会長・古川委員・三田村委員

区側出席者 5 名

生涯学習課長・その他職員 4 名

○議事等

1 審議事項

平成 22 年度登録文化財の諮問案件の答申案について

2 報告等

○公開の可否

原則公開（傍聴人：0 人）

○配付資料

資料 1：平成 22 年度練馬区文化財保護審議会答申案（送付済）

資料 2：練馬区文化財保護条例（送付済）

資料 3：練馬区文化財登録・指定基準（送付済）

○事務局

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課文化財係

TEL 03-5984-2442

会議の要旨

品田会長 開会の挨拶

生涯学習課長 開会の挨拶

文化財係長 会議の成立について

品田会長 それでは、第 2 回文化財保護審議会を始めます。

生涯学習課長 答申文案について、各担当より説明させていただきます。

事務局 1) 文化財を登録することについて
(No.1 「武内家資料」の説明)
「武内家資料」の補足説明

品田会長 ありがとうございます。
 「武内家資料」について何かございましたらお願いします。

柴辻副会長 前の目録よりもずいぶん縮小されて整理されて、わかりやすくなりました。文書類と書籍類とはっきり分けたことはよかったです。今回の登録の対象にするのはこの132点に限るということでよろしいのですね。補足は参考としてでしょうか。

事務局 そうです。参考となります。

品田会長 これはふるさと文化館に保管する際には分離させないということですね。

事務局 はい、一括して保管していただくことになっています。

古川委員 直接登録とは関係がないかもしれませんが、先代が「宮大工」と呼ばれることもあり、莊嚴寺を建てられたようですが、これは立派なお寺なのでしょうか。

事務局 建築物として立派かどうかの判断は難しいのですが、戦後しばらくしてから建てられたようです。

古川委員 このお寺がかなり古いものであれば、古いお寺は多くの記録をとってあるものです。棟梁だとか多くの関係されている記録など残っているものだと考えたので、江戸期のものだったら何か得られるのではないかと思い聞いてみました。

品田会長 以前と登録の名称が変わりましたか。

事務局 前回、書籍類が多いので、武内家「文書」よりも「資料」のほうがふさわしいのではないかというご意見をいただきましたので、「武内家資料」にさせていただきました。

品田会長 これにつきましてはよろしいですか。

三田村委員 登録から抜いてある資料は、領収証書、教科書、新聞ですが、それ以外は全部入れたということでしょうか。

事務局 刊行物類、印刷されたもの、例えばチラシ類も前回入っていましたが、これらも抜いております。

三田村委員 「凱旋軍人歓迎会誌」がありますが、これを入れて他を入れないという明確な基準があれば教えてください。

事務局 「凱旋軍人歓迎会誌」につきましては、すべての一般人に関係しているものでなく、い

いわゆる軍関係に關与している武内家だから残っているのであろうということで、武内家独特なものということで入れました。

三田村委員 武内家独特ということが基準なのですか？
それなら、まだ領収証書のほうが独特と言えるのではないのでしょうか。たとえば、年代で区切っているわけでも、刊行物かそうでないかというわけでもない。「鉄道線路及賃錢里表」も武内家独特かというと違います。全部登録するというなら別ですけど、その中から選んだのなら、明確な基準が必要だと思います。

事務局 前回の審議会のときに領収証書と教科書類と新聞を登録するのはどうなのかとのご意見がありましたので、考慮しないままそれらはずしてしまいました。

三田村委員 個別にはこれらも貴重なものだと思いますが、ひとグループにした時には、話は別なのかなと思います。

事務局 基準を明確にできるように再度検討したいと思います。

生涯学習課長 以前 406 点一括でお願いして、そこから抜いていきましたので、残したものの基準というより抜いたものの基準になります。領収証書、教科書類、新聞などはかなりの数ありましたから、文化財として残すよりも省くということです。

柴辻副会長 資料的に価値のあると思われるものに絞ったということですね。確かにここに上がっているものはあまり他にはなさそうなものが抜き出してあるので、それはよいのではないかと思います。

三田村委員 しかしながら、登録となると基準が必要で、これらを除いた残りを登録したというのでは良くないと思います。個別には貴重なものですが、個別の指定ではなくてグループとして登録する以上はひとつの基準を示しておかないといけません。

品田会長 では、その辺を考えてください。資料的な価値というのは抽象的ですね。

事務局 それぞれが価値のあるものですので、線引きする基準を明確にしようと思います。

品田会長 基準を明確にしておいてください。その他はいかがですか。
よろしいようなので、次にいきます。

事務局 文化財を登録することについて
(No. 2「天祖神社東遺跡出土の石核」の説明)
練馬区天祖神社東遺跡出土黒曜石の産地分析の結果説明

品田会長 石核をひとつ登録するというので、その石核がどこの産地のものかがわかったという

ことですね。石鏃も同じ場所から出たのですね。

事務局 同一遺跡から出ました。同一母岩は見当たりませんが、産地は今回の分析結果から同じであるということです。石核だけ住居跡から出てきました。

品田会長 石鏃はバラバラで出てきているのですね。

事務局 天祖神社東遺跡からは旧石器時代のもも出ています。石器というのは石鏃とか特徴的な石器であれば縄文と言えるのですが、剥片だと旧石器も迷い込んでしまうこともあります。石鏃と縄文だとはっきりわかるものについて分析をかけました。旧石器の黒曜石は分析していません。矢じりは縄文では限られているため、今回は黒曜石の産地同定を縄文時代の石器に限定させていただきました。

品田会長 いずれにしても原産地が同じものということは、クラスター分析ではっきりしたということですね。その分析方法は信頼のおけるものでしょう。

柴辻副会長 すでに石鏃は出ているのですが、登録はしていないのですか。

事務局 登録はしていません。天祖神社東遺跡で出土した縄文時代の黒曜石すべて、石鏃と石核と錐は分析にかけましたが、今回はあくまでも石核だけを登録対象としています。一般の人には石鏃の材料だという説明をつけます。石鏃とは縄文時代全般にわたってある道具です。他の石核自体はとても小さいのですが、この石核が470グラムというのはいかに大きいかということです。石鏃は登録対象ではありませんが、この石核については珍しく貴重なものですので、対象とさせていただきます。

品田会長 遺跡そのものは、建替え工事でなくなっていたのですかね。

事務局 はい、都営住宅が建っています。

古川委員 感想でもよろしいでしょうか？分析して客観的な化学的なデータが出ていて、文化財に登録するという根拠がはっきりしていて、大変感動的です。

事務局 前回の審議会でバルブという言葉がよくわからないというご意見がありましたので、「打瘤」と変えました。神津島や箱根産は不純物が多く(透明感がなく、結晶が見える)、それに反して信州産のものは透明度が高く良質なものが多いです。

品田会長 節理面があるというのは。

事務局 節理は顕著に見られる場合とそうでない場合とあります。節理面が多いと石は割れてし

まいますから、それが多く入っているかいないかで、良質なものかどうか決まります。

古川委員 基準になるデータがあるわけですね。

事務局 分析を行った東京学芸大学チームがいろいろな産地のデータを持っていて、それが基準となり、数値を照らし合わせています。研究者によって微妙に違う場合もありますが、この大学におきましてはこのデータで判断しております。

柴辻副会長 国内の産地はここに示している他にはないのですか。

事務局 新潟、山形、北海道、北九州があります。

古川委員 北海道の黒曜石がこの辺で発見されたとか。

事務局 量的には少ないです。栃木には高原山があります。武蔵野台地では少ないのですが、東北に行くとかかなり多く入ってきていると思います。

品田会長 特に何もなければ、次に移ります。

事務局 2. 登録文化財の保持者を追加登録することについて
(No.1 ちがや馬飾り No.2 ちがや馬飾り の説明)

品田会長 保持者としての登録ですね。

事務局 前回の審議会で保持者としてでなく、保持団体として登録したらどうかというご意見が出ましたが、今回は前例に従い、すでに個人として調査したという経緯もありますので、個人を保持者として登録させていただきたいと思います。保持団体の登録につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

三田村委員 ちがや馬を上手に作られているようですし、(基準は) 満たしていますね。

事務局 毎年作って、飾り付けを行っております。

生涯学習課長 今後も継続していただけるかも確認しております。
2名とも北町の同じ愛好者団体に属しています。まだ歴史は浅いので、もう少し落ち着いてきたら団体としての登録も考えたいと思います。

品田会長 次に登録の解除です。

事務局 3. 文化財の登録を解除することについて
(No.1 谷原の餅搗き唄 No.2 谷原の麦ボウチ唄 の説明)

- 品田会長 増島さん以外には誰もいないということですか。
- 事務局 はい、保持者はどなたもいません。
- 柴辻副会長 記録はとってあるのですか。
- 事務局 はい、音源はあります。
- 品田会長 今後それを復元する団体ができるか、個人が出てくれば登録できるということですね。
- 三田村委員 今、こういった事例が多いです。どんどん保持者が亡くなられています。しかし、無理に復活させても問題があり、実際には解除ということになります。最低限、記録をきちんととるとのこと以外、事務局としてできることはないかもしれませんね。
- 生涯学習課長 餅搗き唄は、谷原のお囃子の団体などに若干唄える方がいらっしゃるというのは聞いております。習慣的に、慣習的にやっているのかは調査していません。
麦ボウチ唄は残念ながらどなたもいらっしゃらないようです。
いずれにしても、もう少し調査をさせていただき、後継者がいらっしゃれば今後も続けていく意志があるかどうかとか実際に何年くらいやっているのかなど確認いたしました上で登録ができるようであれば来年度以降にと 생각합니다。
- 三田村委員 記録は唄だけを録ったのでしょうか。これは「仕事唄」ですが、仕事をしながら唄っているのを撮らないと意味がないですよ。どういった形で記録を撮られているのでしょうか。
- 事務局 音源はありますが、動画については未確認です。画像は8mmで撮ったフィルムが残っている可能性はあります。石神井公園ふるさと文化館で、フィルムの動画データなどを整理しているとのこと。
- 三田村委員 音源でなくてフィルムなら実際にやっているところだから、重要です。これは仕事唄であって、ただ唄う民謡とは違いますから、体の動きとセットになって見られればよいと思います。
- 品田会長 では、他になければこれで審議は終わりにしたいと思います。事務局から何かありますか。
- 生涯学習課長 武内家資料につきましては、登録するにあたりましては明確な基準が必要かと思えます。改めて検討させていただき、最終の審議会までに用意いたします。
次回、第3回の審議会は、次第にもありますように、12月20日開催予定です。内容は教育委員会への答申の取りまとめと答申になります。既に通知しましたが改めて開催通

知を郵送させていただきますのでよろしくお願いします。

品田会長 ありがとうございます。では、本日の審議会を終了させていただきます。

閉 会